

保護者の皆様へ

四日市市立四郷小学校
校 長 上村 由美

各種警報等の発令・解除された場合の登下校について

春暖の候、皆様には益々のご健勝のことと存じます。平素は本校の教育活動にご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、学校では台風等の影響に伴い、各種警報等が発令・解除された場合の対応については、市教育委員会が示した基準にしたがって対応してまいりますので、ご理解とご協力をお願い申し上げます。

なお、ここで言う警報等とは、「暴風警報、暴風雪警報、大雪警報、緊急地震速報、津波注意報、竜巻注意情報、雷注意報、津波警報、大津波警報、大雨・洪水警報等、土砂災害警報等、気象に関する特別警報を含む警報・注意報等」です。

1 暴風警報・暴風雪警報、大雪警報に対する対応

発表された場合		解除された場合	
時 刻	対 応	時 刻	対 応
7 : 0 0 まで	自宅待機（注1）	7 : 0 0 まで	通常通り登校（注2）
登 校 後	学校は状況を判断し、必要な措置をとる（注3）	7 : 0 0 を経過	臨時休校

（注1）自宅待機の際の留意点について

保護者が家庭にいない児童については、平素から最寄りの知人等に保護をお願いしておいてください。

（注2）登校の際の留意点について

通学路の安全を確認し、平常通り授業が実施されるように努めますが、解除後も災害が著しい等、登校に危険が予想される場合は、臨時休校、登校時間を遅らせる措置をとります。

なお、大雪の場合は、大雪警報が解除された後も積雪等の状況により登校が困難になることも想定されるため、学校の判断で臨時休校等の措置をとる場合があります。

（注3）授業中に次の警報・注意報が発令された場合は、以下のような措置を取ります。

○暴風警報・暴風雪警報の場合

通学路における危険箇所の安全、周辺の風雨の状況、災害の状況を確認し、下校に際しての安全が確認できた場合は帰宅させます。ただし、安全確認ができていない場合は、学校に待機させるなどの措置を取ります。

2 特別警報（大雨、暴風、高潮、波浪、暴風雪、大雪）、大津波警報、震度5強以上の地震発生、噴火警報に対する対応

発表された場合	
時刻	対 応
7:00 登校前 まで	臨時休校 （※津波・高潮・波浪に関しては対象地区のみとするが、対象地区以外でも、命にかかわる危険が迫ることが予想される場合は公的機関の指示や各自の判断に委ねる） ○ 登校はせず、市災害対策本部など、公的機関の指示に従い、身の安全の確保に努める。（ただちに命を守る行動をとる） （具体的には） ・周囲の状況に注意して速やかに避難場所へ ・外出が危険な場合は家の中の安全な場所へ（津波・高潮・洪水・土砂災害以外）
登校後	学校待機 ○ 児童生徒の身の安全を確保するとともに、避難場所への速やかな誘導や校内の安全な場所への移動など、必要な措置をとる。（ただちに命を守る行動をとる）（注4） ※保護者と緊密な連絡をとる等適切な処置をとり、安全確保の上で出迎えの保護者に引き渡す。

※ 特別警報解除後（翌日以降）は、周囲の状況に注意して登下校を行います。状況に応じて、校長の判断で臨時休校の措置をとります。

※ 登校後に特別警報が解除された場合は、その後の気象状況等の情報を収集し、通学路等周囲の安全を十分に確認した上で、保護者の出迎えなども含めた適切な下校措置をとります。

（注4）【震度5強以上の地震発生、噴火警報の場合】

○ただちに身の安全の確保に努め、保護者または保護者代理の出迎えのあるまで学校に待機し保護します。

※保護者代理の方にお問い合わせの場合は、あらかじめ緊急時引き渡しカードに登録をお願いします。

※警報・注意報の発令や解除に対する対応は、「すぐメール」を使って情報発信します。

※震度4の地震発生時の児童の安否についても、「すぐメール」等で情報を発信します。

くれぐれも、午前8時～8時20分の間に登校させるようにして下さい。

3 弾道ミサイルが飛来した場合の対応

○三重県に「Jアラート」等を通じて緊急情報発信があった場合の対応】

① 登校前に緊急情報が発信された場合は、自宅待機とします。

「すぐメール」等による保護者への連絡を行うことが困難であることから、事前に保護者等へ「自宅待機」の措置をとることの周知徹底を図ります。

② 在校中に「Jアラート」による発信があった場合は、児童に迅速な避難行動を指示します。

○弾道ミサイルが着弾した場合の対応

① 市内及び近隣市町に着弾した場合は、「臨時休校」の措置をとります。

② 在校中に学校の近くに着弾した場合には、速やかに児童生徒の安否を確認するとともに、必要に応じて保護者への安否情報の伝達等を行います。また、学校施設の被害状況を確認します。児童を下校させる場合には、必要に応じて保護者へ児童生徒等の引き渡しを行います。